

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立に関する意見書

我が国では、犯罪件数が年々増加し、その内容も凶悪化、低年齢化するなど極めて憂慮すべき状況にあり、国民の日常生活における安心・安全が脅かされている。

こうした中、犯罪被害者は、事件の当事者でありながら刑事司法から除外され、犯罪被害者とその家族は、法制度による保護や十分な支援制度もなく、精神的・経済的苦痛を強いられるなど極めて深刻な状況に置かれている。

平成12年に「犯罪被害者保護関連二法」が制定され、犯罪被害者の権利に関し、一定の前進は図られたが、犯罪被害者とその家族に対する権利擁護と救済措置は、いまだ不十分なものである。

犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など、被害回復のための支援制度等を確立することは、国の責務であり、治安が悪化し、多くの国民が犯罪被害に対する不安を抱くような現状では、その確立が急務となっている。

よって、国においては、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、次の事項について実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3 犯罪被害者が刑事手続において民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月 5 日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
法務大臣	南	野	知恵子	様
国家公安委員会委員長	村	田	吉 隆	様
警察庁長官	漆	間	巖	様
衆議院議長	河	野	洋 平	様
参議院議長	扇		千 景	様